



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 394 号

(創刊 1988 .12.14)

2022.07.03.

桂台トンネル防音ハウスによる 日照無視は許せない

連協で現在行っている桂台トンネル工事の被害調査アンケートに対する回答で外回りの変状を訴えた上之町のお宅へ聞き取りに伺ったところ、「防音ハウスで日陰になってしまい冬の間は一日中暖房が必要だった」との意見を頂いた。

○2015年8月7日～8日の桂台トンネル工事説明会では、防音ハウスは立坑から奥の計画位置に配置されており、日影規制についての説明は一切無かった。



○実際の工事は、上図の黒矢印に示す如く、防音ハウス全体を西ヶ谷入口交差点方向へ道路ギリギリまでの40m移動させ設置された。

○6月2日にJVの現場事務所へ行き現場監督に日影規制について確認したところ、「仮設建物であっても日影検討は行っている、規制に抵触するようであれば屋根、壁材を光を通す材質にして規制を超えないようにする」とのことだった。

○本当に守られているか疑わしかったので連協で日影検討を行ってみた。上図に示す防音ハウス下方の右側の住宅3軒について、日影規制が守られていないことが判明した。

○そこで、JVの現場監督に日影検討図を出すよう依頼したが、日影検討はNEXCO東がやっているのでJVには無いとの回答が来た。改めてNEXCO東の工事長へ検討図のお願いをした。

○6月22日工事長から電話回答があり、「防音ハウスは工事用の仮設建物なので建築基準法の日影規制は適用外、JV監督の話では日影検討をしたとは言っていない、あんたの聞き違いだ」との言い分だった。

当方は前述の如くきちんと確認していることであって聞き間違いなんてことは無く、またもや下請け等他者に責任を転嫁するNEXCO東の組織体質が露呈されたのである。

○しかし、防音ハウスを下方に移動させた結果、**図中の右側宅地の下方約3軒が冬季のかなりの期間は一日中日照が得られない、日影規制に不適合の状態になった**と思料される。

○横浜市建築指導課へ違反について問い合わせたが、NEXCO東の回答同様、「工事用仮設建築物なので日影規制に関しては建築基準法には抵触せず問題ない」とのことであった。

●規制対象外だからといって、建設前に日影になることを住民に説明もせず同意も得ずに、日照被害を与えてもよいということではない。現実には暖房費等の損害を与えているのであり、この状態を2年近く放置し、今後もいつまで続くか解らない状態を継続することは許されない。

NEXCO東には早急に日照被害状態の是正をすることと被害住民へ謝罪をした上、きちんと補償を行うことを求める。

(事務局長 長谷川誠二)

【対外活動報告】

06/04～06/17 桂台トンネル騒音、振動計測
(精密振動計による)

06/08 公害被害者総行動全国交流集会
オンライン参加

06/08 東京新聞記者見学案内 (会長)

06/16 区政推進課挨拶 (会長)

06/17、07/01 外環道調査会参加 (会長)

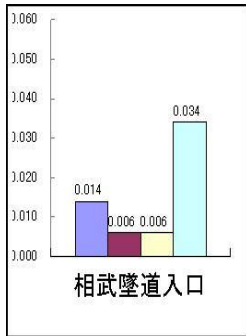
06/30 事業者との質問・回答会議
(西ヶ谷ハイツ)

令和4年(2022年)6月の定点測定結果まとまる

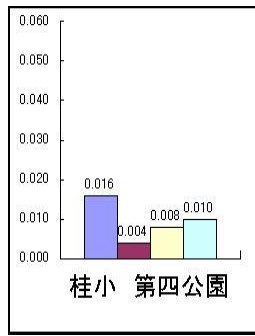
連協環境部では各団体参加のもと、毎年6月と12月の2回栄区内の定められた場所22箇所に 二酸化窒素の濃度を測定するカプセルを設置して、定期定点観測を続けております。今回は晴一時雨風4の中での測定でした。

以下は主な測定点の値を過去3回分と合わせたグラフです。

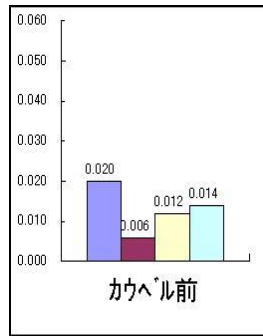
いずれも環境基準0.060ppm以内でした。



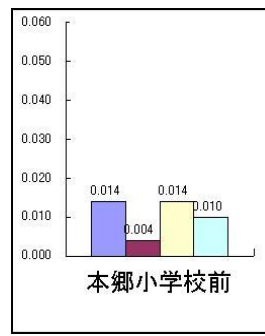
①



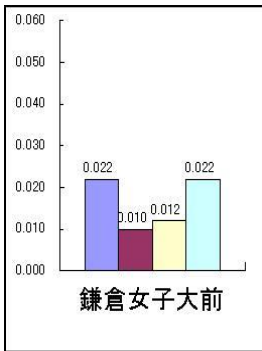
②



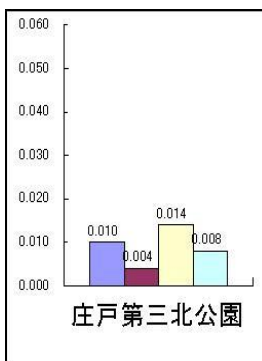
③



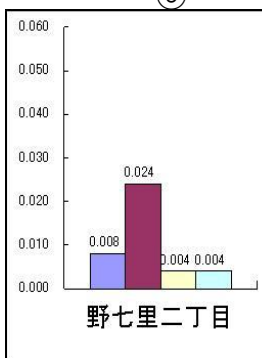
④



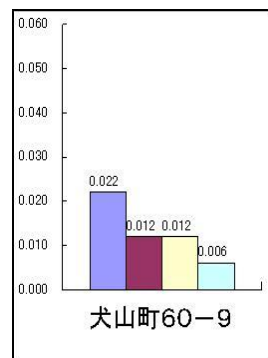
⑤



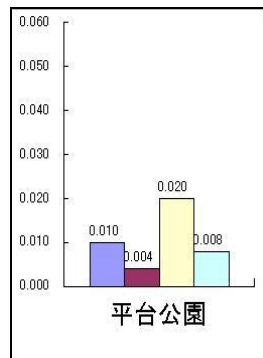
⑥



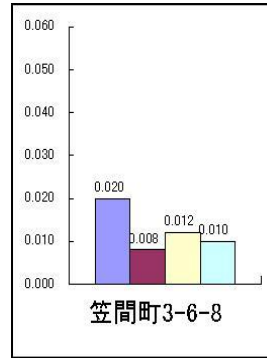
⑦



⑧



⑨



⑩

